

飼養衛生管理基準の改正の概要

消費・安全局動物衛生課
令和2年6月30日

1 我が国における26年振りの豚熱（CSF）の発生及びアジア地域でのアフリカ豚熱（ASF）の感染拡大を踏まえ、本年4月3日、に家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年法律第16号。以下「改正法」という。）が公布され、それに先立ち、同年3月9日に、豚及びいのししに係る飼養衛生管理基準（以下「基準」という。）が公布された。

今回の飼養衛生管理基準の改正に当たっては、改正法を踏まえ全畜種の基準を改正した。

2 具体的には、豚等以外の畜種の基準については、

(1) 取組の目的ごとに下記のⅠ～Ⅳに体系化。また、それぞれの体系について、防除対象とする感染源の種類（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）ごとに項目を分類。

Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項

Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止

Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

(2) 「Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項」において、家畜の所有者の責務、飼養衛生管理マニュアルの作成等の本基準を現場で徹底するための取組等を規定。

(3) 具体的な防疫措置を定めるⅡ～Ⅳの内容については、口蹄疫や高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ等の侵入リスク増加への対応とし

て、今般のCSF対応において、これまでの基準に加えて追加的に推進してきた飼養衛生管理基準遵守指導の手引き、各種通知等に基づく指導内容のうち、他畜種にも共通する内容を反映。

3 主な改正項目は以下の通り。

(1) 豚等の基準

- ① 管理者を飼養衛生管理者に修正（Ⅰ－1、5）
- ② 飼養衛生管理に係るマニュアルに野生動物の衛生管理区域内への侵入防止を追加（Ⅰ－3）
- ③ 大臣指定地域の対象疾病を明記（Ⅰ－7）
- ④ 畜舎を、家畜を収容できる避難用の設備に修正（Ⅰ－9）
- ⑤ 飼料安全法に基づくことを明記（Ⅱ－21）
- ⑥ 大臣指定地域に指定された場合の放牧場における取組を追加（Ⅲ－29）

(2) 牛、水牛、鹿、めん羊、山羊の基準

- ① 家畜の所有者の責務を新設（Ⅰ－1）
- ② 飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設（Ⅰ－3）
- ③ 野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置を新設。（Ⅰ－7、Ⅱ－14、21）
 - ア 野生動物での感染確認地域に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限
 - イ 安全な資材の利用
- ④ 衛生管理区域の考え方を明確化（Ⅰ－8）
- ⑤ 放牧制限の準備について新設（Ⅰ－9）
- ⑥ 愛玩動物の飼育禁止を新設（Ⅰ－11）
- ⑦ 衛生管理区域入口での更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措

置を追加（Ⅱ－16、17）

- ⑧ 畜舎入口における伝播防止対策として、靴の消毒による方法に加え、専用の靴に履き替える方法を追加（Ⅲ－24）
- ⑨ ねずみ及び害虫の駆除について新設（Ⅲ－29）
- ⑩ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒の新設（Ⅲ－30）
- ⑪ 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等を新設（Ⅳ－35）

（3）鶏その他家きんの基準

- ① 家きんの所有者の責務を新設（Ⅰ－1）
- ② 飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設（Ⅰ－3）
- ③ 衛生管理区域の考え方を明確化（Ⅰ－7）
- ④ 愛玩動物の飼育禁止を新設（Ⅰ－9）
- ⑤ 衛生管理区域入口での更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措置を追加（Ⅱ－14、15）
- ⑥ 家きん舎以外の飼料保管庫、堆肥舎等への野鳥等の侵入防止措置を追加（Ⅲ－24）
- ⑦ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒を新設（Ⅲ－27）
- ⑧ 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等を新設（Ⅳ－32）

（4）馬の基準

- ① 馬の所有者の責務を新設（Ⅰ－1）
- ② 飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設（Ⅰ－3）
- ③ 衛生管理区域の考え方を明確化（Ⅰ－6）
- ④ 衛生管理区域への立入時の人の消毒を追加（Ⅱ－7、8、9）
- ⑤ 他の馬飼養施設等で使用した物品や、海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置を新設（Ⅱ－11、12）

- ⑥ 厩舎入口における伝播防止対策として、靴の消毒による方法に加え、専用の靴に履き替える方法を追加（Ⅲ－16）
- ⑦ 飼養管理に不要な物品を厩舎に持ち込まないことを明文化（Ⅲ－18）
- ⑧ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒の新設（Ⅲ－21）
- ⑨ 衛生管理区域から退出する人の消毒、搬出する物品の消毒等为新設（Ⅳ－24、26）

4 本年6月30日に基準を公布、豚等の基準については7月1日に施行、その他の畜種の基準は10月1日に施行。なお、一部の取組については猶予期間を経て施行。

（1）豚等の基準

防護柵及び防鳥ネットの設置、大臣指定地域における放牧場についての取組は11月1日、食品循環資源の飼料利用に係る加熱処理条件（※）、マニュアルの作成、放牧制限への準備措置は来年4月1日に施行。

※ 飼料安全法関連省令の施行と同時施行

（2）牛等の基準

放牧制限への準備措置は来年10月1日、マニュアルの作成は再来年2月1日に施行。

（3）鶏等の基準

防鳥ネットの設置は来年10月1日、マニュアルの作成は再来年2月1日に施行。

（4）馬の基準

マニュアルの作成は再来年2月1日に施行。 以上